

# 編集方針

## 富士通グループのCSR重要課題に沿って報告しています

「2011富士通グループ社会・環境報告書」では、富士通グループが2010年12月に設定したCSRの5つの重要課題に沿って、その具体的内容につき代表的事例を含めて報告しています。

また、2011年3月に発生した東日本大震災については、社会的影響が甚大であるため震災特集を設け、富士通グループの対応をまとめました。

## ■本報告書では特に重要と考えることを中心に報告

本報告書では、重要課題へのさまざまな対応のなかでも特に重要と考えることを中心に報告しています。カバーしきれない内容についてはホームページで報告するようにしています。

編集に当たっては、前年度版に対する第三者意見、読者・ステークホルダーの皆様からのご意見、報告書の動向などを参考に、「社会、ステークホルダーにとっての重要性」と「富士通グループにとっての重要性」の両面を考慮することを基本としました。また、前年度までに報告済みの事項であっても重要と考えるものについては継続して報告しています。

さらに、GRIガイドラインへの準拠やISO26000の参照により報告内容の網羅性に配慮しています。

## ■本報告書の想定読者

お客様、社員、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、国際社会・地域社会、公共機関、行政などすべてのステークホルダーの皆様およびCSR調査機関などの専門家を対象として作成しています。

## ■報告期間

2010年度(2010年4月1日から2011年3月31日まで)の活動を中心に報告しており、記載しているデータは、その実績値です。ただし、それ以外の期間の内容も一部含まれます。

## ■報告対象組織

富士通グループ全体を対象としますが、特に対象範囲を明示する場合には「富士通グループ」(グループ全体を指す)、「富士通」(富士通(株)単独を示す)と表記しています。

なお、環境報告については、富士通と環境マネジメントシステムを構築している連結子会社を中心とした合計130社(海外含む)を対象としています。また、環境負荷データの報告は、富士通および富士通研究所(17拠点)と主要製造子会社27社(国内24社、海外3社)を対象としており、環境会計データは、富士通および主要子会社30社(国内26社、海外4社)を対象としています。

環境活動に関する報告対象組織の一覧表は、下記ウェブサイトに掲載しています。

<http://jp.fujitsu.com/about/csr/eco/communication/report/2011/>

## ■主な報告範囲の変更

全株式の取得に伴い、FDKトワイセル(株)およびFDK鳥取(株)を追加しました。

## ■使用したガイドライン

- GRI「サステナビリティ・レポート・ガイドライン 第3.1版(G3.1)」に準拠  
<http://www.globalreporting.org/>
- ISO26000 社会的責任に関する手引き
- 環境省「環境報告ガイドライン(2007年度版)」  
<http://www.env.go.jp/policy/report/h19-02/full.pdf>
- 環境省「環境会計ガイドライン(2005年版)」  
<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html>

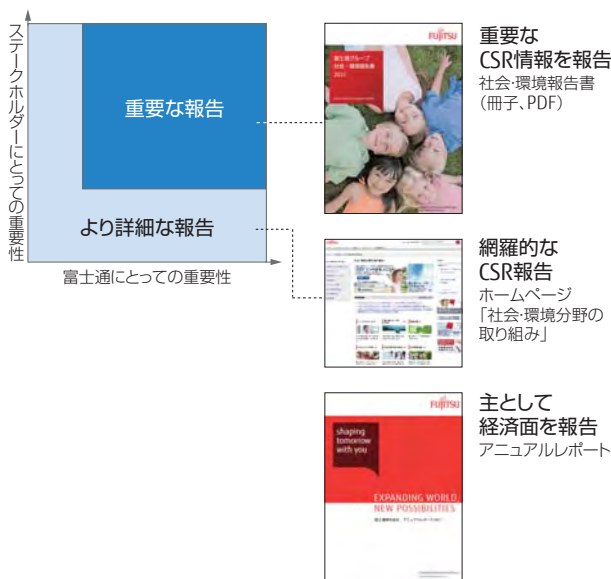
## ■報告体系

- 本報告書で記載しきれなかったより詳細な情報や新しい情報などはホームページで幅広く報告しています。また、本報告書はウェブサイトにてPDFで掲載しておりダウンロードできます。

**WEB** 社会・環境分野の取り組み  
<http://jp.fujitsu.com/about/csr/>

- 経済面の詳細は、アニュアルレポートで報告しています。

**WEB** アニュアルレポート  
<http://pr.fujitsu.com/jp/ir/annual/>



## 将来に関する予測・予想・計画について

本報告書には、富士通グループの過去と現在の事実だけでなく、将来に関する予測・予想・計画なども記載しています。これら予測・予想・計画は、記述した時点で入手できた情報に基づいた仮定ないし判断であり、これらには不確実性が含まれています。従って、将来の事業活動の結果や将来に惹起する事象が本冊子に記載した予測・予想・計画とは異なったものとなる恐れがあります。富士通グループは、このような事態への責任を負いません。読者の皆様には、以上をご承知いただくようお願い申し上げます。

## 発行人

発行 2011年8月(次回:2012年7月予定 前回:2010年7月)  
発行責任者 代表取締役社長 山本 正巳

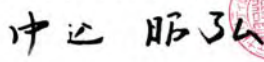
「2011 富士通グループ 社会・環境報告書」の一部または全部を許可なく複写、複製、転載することを禁じます。  
© 2011 FUJITSU LIMITED



独立した第三者による保証報告書

2011年8月5日

富士通株式会社  
代表取締役社長 山本 正巳 殿

株式会社 新日本サステナビリティ研究所  
代表取締役 



1. 保証業務の対象及び目的

当研究所は、富士通株式会社(以下、「会社」という)の委嘱に基づき、平成22年4月1日から平成23年3月31日までを対象期間として、会社が作成した「2011富士通グループ社会・環境報告書」(以下、「社会・環境報告書」という)に記載されている会社及び主要子会社の環境会計情報及び重要なサステナビリティ情報<sup>\*1</sup>(以下、「サステナビリティ・パフォーマンス指標」という)に関し、社会・環境報告書の作成基準<sup>\*2</sup>に従って正確に測定、算出され、かつ、重要な事項が漏れなく開示されているかどうか、またGRIガイドラインのアプリケーション・レベルに関する自己宣言がGRIガイドラインに準拠しているかどうかについて、保証業務を実施した。社会・環境報告書の作成責任は会社の経営者であり、当研究所の責任は独立の立場からサステナビリティ・パフォーマンス指標に対する結論を表明することにある。

- \*1 重要なサステナビリティ情報は、「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」(サステナビリティ情報審査協会平成23年2月)が規定する情報を指す。
- \*2 社会・環境報告書の作成基準は、「環境報告ガイドライン2007年版」(環境省 平成19年6月)及び「サステナビリティ・レポート・ガイドラインVer.3.1」(Global Reporting Initiative 2011年3月)以下、「GRIガイドライン」というを基にし、開示の対象となる重要な情報の特定については「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」及びGRIガイドラインのアプリケーション・レベルの基準に従っている。

2. 実施した保証業務手続の概要

当研究所は、「国際保証業務基準3000(改訂)～過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(国際会計士連盟 2003年12月)、及び「サステナビリティ情報審査実務指針」(サステナビリティ情報審査協会 平成21年12月)に準拠し、限定された手続<sup>\*3</sup>を実施した。したがって、当研究所の実施した業務は、合理的保証業務に比較してより限定的な保証を与えるものである。

- \*3 定量的な情報については、主として、情報の収集過程、集計方法の把握・評価、分析的手続の実施、試査による証拠資料との突合・照合、再計算等を実施した。また、定性的な情報及びGRIガイドラインのアプリケーション・レベルに関する自己宣言がGRIガイドラインに準拠しているかどうかについては、主として、質問、関連する記録の閲覧等を実施した。

3. 結論

当研究所が実施した保証業務において、上記のサステナビリティ・パフォーマンス指標について社会・環境報告書の作成基準に従って正確に測定、算出されていない、「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」に従って重要な事項が開示されていない、またはGRIガイドラインのアプリケーション・レベルに関する自己宣言がGRIガイドラインに準拠していないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

4. 独立性

会社と当研究所の間には、サステナビリティ情報審査協会の「倫理規程」に定められる利害関係はない。

以上

開示情報の信頼性確保

「2011 富士通グループ 社会・環境報告書」は、第三者機関「株式会社新日本サステナビリティ研究所」による審査を受け、審査報告書を掲載しています。

また、本報告書は、掲載情報の信頼性に関して、一般社団法人サステナビリティ情報審査協会の定めるサステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準を満たしていることを示す、「サステナビリティ報告審査・登録マーク」が付与されています。

一般社団法人  
サステナビリティ情報審査協会  
<http://www.j-sus.org/index.htm>



本報告書はGRIアプリケーション・レベルB+に該当します。

GRIガイドライン対照表は、下記ウェブサイトに掲載しています。  
<http://jp.fujitsu.com/about/csr/eco/communication/report/2011/>